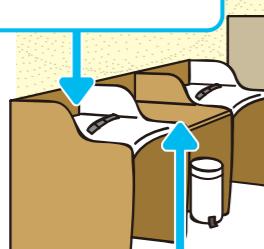


## 誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント

他にもこんな整備ポイントがあります。

### 授乳室

授乳できるスペースやおむつ交換のできる場所を設ける。



十分な荷物置きスペースを設ける。

利用者が不便に思うポイント



●授乳室がない施設は、赤ちゃんがいると利用しづらい。  
●荷物置きスペースが少ないと使いづらい。

瞬間湯沸器・電気ポット・流し台等を設ける。



母乳を与えるスペースは、授乳室とは別室にするかカーテン等を設け、男性の利用も考慮する。



授乳を行うためのベビーベッド・いすの配置を考える。

### カウンター

座位のカウンターでは、車いすを引き寄せることに利用できる手すりや、踏み込みの空間を設ける。



利用者が不便に思うポイント

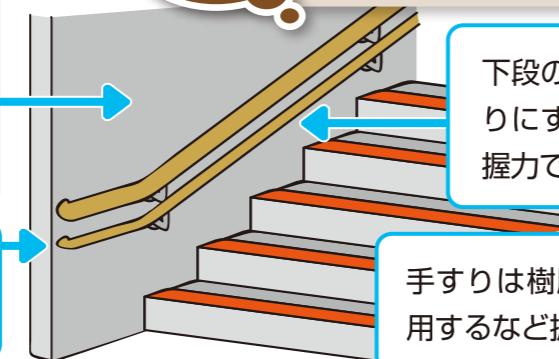
●カウンターの位置が高いと、物を置いたり、紙に書いたりする作業はむずかしい。

杖や荷物を置くことが出来る工夫などがあると良い。

腰かけ椅子があると楽。

### 手すり

左右に設置すると、利き手や上り下りに関わらず使える。また、2段に設けるといろんな人に対応できる。



手すりの先端は突き出さないように適切に処理する。

利用者が不便に思うポイント

●手すりの先端が突き出していると、ものがひっかかったりする。

下段の手すりは、細めの手すりにすると、小さい手や弱い握力でも握りやすい。

手すりは樹脂製や木製のものを使うなど握りやすいものとする。

## バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

バリアフリー法で定められた規模の大きな建築物等については、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。

また、利用居室、車いす使用者用便房、駐車施設に至るいくつかの経路のうち、必ず1つ以上は高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)としなければなりません。

例えば、利用居室からトイレに行くのに何通りかの行き方があるとき、そのうちの少なくとも1つは移動等円滑化経路の基準を適用する必要があります。

### <バリアフリー法のポイント>

以下の表にバリアフリー法に示されている基準のポイントを記載していますが、整備基準の詳細はバリアフリー法をご確認ください。

場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
出入口	(移動等円滑化経路) ①車いすが通過できる幅にする。 ②自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
廊下等	①滑りにくい仕上げとする。 (移動等円滑化経路) ・車いすで通行しやすい幅にする。 ・車いすの転回場所を確保する。 ・自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。
階段	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとする。 ③段がわかりやすい色彩、つまずきにくい構造とする。 ④段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 ⑤回り階段としない。 (移動等円滑化経路) ・階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)
階段に代わる又は併設する傾斜路	①段がある場合には、手すりを設ける。 ②滑りにくい仕上げとし、前後の廊下等と識別しやすいものとする。 ③傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設する。 (移動等円滑化経路) ・階段に代わるものは車いすで通行しやすい幅、階段に併設するものにあっては車いすで通行できる幅とする。 ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配とする。 ・車いすが回転できる幅の踊場を設ける。
便所	①便所内に、車いす使用者用便房を1以上設置する。 ②便所内に、オストメイト対応器具を設けた便房を1以上設置する。 ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器その他これらに類する小便器を1以上設置する。